

感染症対策の基盤整備

目次

第1節

- 1 事業の体系..... 181
- 2 感染症対策部事業関連計画..... 182
- 3 感染症対策部事業関連統計..... 183

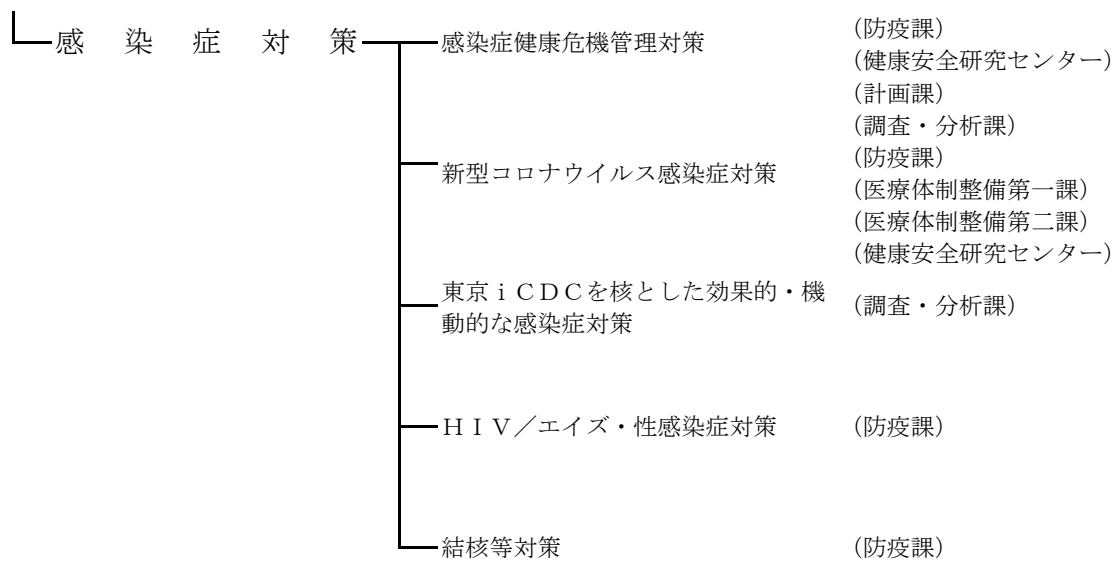
第2節

- 1 感染症対策..... 184

第1節

1 事業の体系

感染症対策の基盤整備



2 感染症対策部事業関連計画

(1) 東京都感染症予防計画（平成11年6月策定、平成30年3月改定）

エボラ出血熱やデング熱など、国内外の脅威となる感染症の発生に的確に対応し、感染症危機管理体制の強化等を図るため、都は、平成26年11月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）の改正及び平成29年3月の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の改正を踏まえ、平成30年3月に東京都感染症予防計画を改定した。

新型コロナウイルス感染症等への対応等を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月の感染症法の改正及び令和5年5月の基本指針の改正が行われた。都は、次の感染症危機に備えるため、新たに設置する東京都感染症対策連携協議会において関係機関と連携、協議を図りながら、東京都感染症予防計画の記載事項を充実させるとともに、医療提供体制の確保等について数値目標を定めるなど、令和6年4月施行に向けて、計画の改定を行い、感染症対策の充実・強化を図っている。

(2) 東京都結核予防推進プラン（平成19年3月策定、平成30年8月改定）

「東京都感染症予防計画」（結核予防法の感染症法への統合に伴い、東京都結核予防計画を統合）の取組を具体化するため、平成30年8月に「東京都結核予防推進プラン」を改定し、これに基づき、都、保健所及び区市町村による結核対策の充実・強化を図っている。

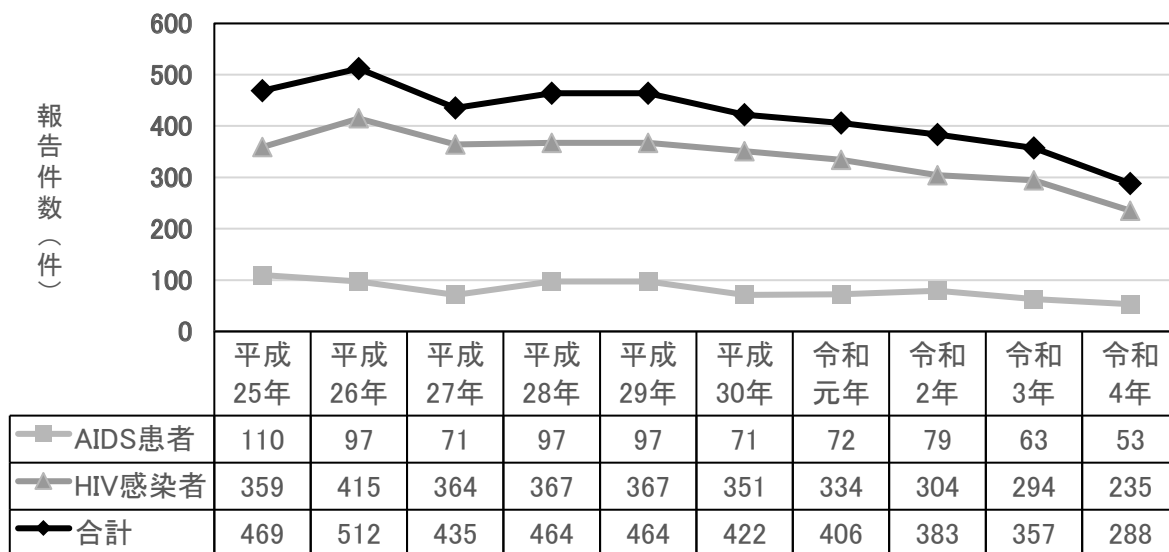
(3) エイズ対策の新たな展開（平成21年5月策定）

平成21年5月、エイズ対策に係る都の取組の全体像を取りまとめるとともに、今後取り組んでいく目標とその具体的な方策として四つの柱、10の「プラン」、今後拡充する取組を明記した22の「アクション」から成る「エイズ対策の新たな展開」を取りまとめた。これに基づき、エイズ及びH I V感染に対する理解の促進を図りながら、特定非営利活動法人や企業等様々な主体と連携し、感染拡大の防止とH I V陽性者への支援を両輪に位置付けた、より実効性の高いエイズ対策を推進している。

3 感染症対策部事業関連統計

(1) 感染症対策

東京都のH I V感染者及びエイズ患者新規報告数の年次推移



第2節

1 感染症対策

新興・再興感染症をはじめとする感染症の脅威から都民を守るため、感染症対策の充実・強化を図っている。

(1) 感染症健康危機管理対策

ア 新興・再興感染症対策

1970年以降、世界では30種類を超える新たな感染症が発見されている。

また、結核など一時は制圧されたかと思われた感染症が再び勢力を増している。このような状況の下、新興・再興感染症への総合的な対策を進めている。

(ア) 東京都感染症予防計画

感染症法の規定に基づき、都の感染症対策の基本計画である「東京都感染症予防計画」(以下「予防計画」という。)を策定している。

(イ) 「東京都感染症対策連携協議会」の設置及び運営

感染症法の規定に基づき、平時から関係機関間の連携を図るとともに、感染症発生・まん延時においては、必要な協議を行うため、特別区及び保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、消防機関その他関係機関からなる東京都感染症対策連携協議会を令和5年6月に設置した。予防計画の協議等を行う場としても活用するとともに、平時からの意思疎通、情報共有、連携の推進を図っている。

(ウ) 「東京都新たな感染症対策委員会」の設置及び運営

国際都市東京の地域特性にあった新興・再興感染症対策の強化を図るため、平成9年7月に学識経験者等による「東京都新たな感染症対策委員会」を設置している。平成11年度には、委員会での検討を踏まえ、「東京都感染症マニュアル」を策定し、感染症発生時に適切な対応が図れるよう方向性を示した。平成30年3月には、ジカウイルス感染症等の新たな感染症などにも対応するため、近年における感染症法の改正、国の基本指針の改正の動きや国内外における感染症の状況を踏まえ、マニュアルを改定した。

(エ) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生に備え、平成17年12月に策定した「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、サーベイランス体制や地域における医療体制の整備、医療物資の備蓄等を行った。

平成19年3月には、庁内体制及び保健医療体制や患者発生時の具体的な対策を定めた「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定した。

平成23年4月には、医療を主体とした「東京都における新型インフルエンザ発生時の医療提供体制ガイドライン」(平成20年5月策定)にサーベイランス、相談体制などを加え、

保健医療全般の取組について明記し、「新型インフルエンザ保健医療体制ガイドライン」として改定した。また、平成25年4月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の施行を受け、政府行動計画に基づく「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成30年7月変更）や、「新型インフルエンザ等保健医療体制ガイドライン（暫定版）」（令和5年3月改正）を策定した。

イ 感染症対策強化事業（平成27年度事業開始）

(ア) 蚊媒介感染症対策

平成26年夏に、約70年ぶりにデング熱の国内感染患者が発生し、都内を中心に100名を超える患者が報告されたことを踏まえ、都は、平成27年6月に「東京都蚊媒介感染症対策行動計画」を策定し、平成28年5月に中南米等でのジカウイルス感染症流行を踏まえた改正を行った。この行動計画に基づき、蚊が本格的に発生する時期に先立つ6月を「蚊の発生防止強化月間」とし、集中的な普及啓発を実施するとともに、媒介蚊のサーベイランスを25施設で実施している。

また、患者発生時の感染拡大防止策として、疑い患者の迅速検査の体制を整備するとともに、患者の行動歴等の情報から、ウイルスを保有する媒介蚊発生の可能性があるハイリスク地点を絞り込み、ホームページを通じて情報提供を行う体制を構築している。（実施主体：東京都）

(イ) 一類感染症等対策

エボラ出血熱をはじめとする一類感染症等の患者発生時に備え、感染症指定医療機関への患者移送及び指定医療機関における受入れが円滑にできるよう定期的に訓練を実施する。

また、医療従事者等の感染防止を徹底するための資器材の充実を図るとともに、感染症指定医療機関及び関係機関の連絡会議等により関係者の緊密な連携体制を確保する。（実施主体：東京都）

(ウ) 感染症全般に係る対策

感染症全般に係る正しい知識を持ち、適切に対応できるよう、海外旅行者や外国人入国者等への啓発用印刷物の配布や企業等における研修のための資材提供を行う。

また、外国人患者対応の講習会を実施するなど、一般医療機関での感染症対応を支援する。（実施主体：東京都）

ウ 感染症健康危機管理情報ネットワーク（平成17年度事業開始）

感染症指定医療機関、保健所等の感染症対策に携わる諸機関及びアジア感染症対策プロジェクト参加の12都市間を結ぶ情報ネットワークを構築し、感染症に係る情報収集・分析機能を強化することにより、感染症危機管理能力の向上を図る。

エ アジア感染症対策プロジェクト

新たな感染症の発生時に、アジアの大都市間で直接情報の交換を行い、感染症に対する迅

速な対応を可能にするため、平常時から共同調査研究等を通じた各都市の経験・ノウハウの共有化や人材育成に取り組む。

(ア) 専門家（医師・研究者）による恒常的・強固なネットワークの構築

アジア感染症対策プロジェクト会議の開催

(イ) 人材育成

アジア感染症対策研修の実施

(ウ) 共同調査研究

アジア感染症対策プロジェクトの参加都市間において、共通する感染症の課題を共同で研究し、各都市の対策に活用する。

(エ) 感染症情報ネットワークシステムを活用した平時からの情報交換

(オ) 海外派遣研修

医師等の専門職を熱帯感染症の診療や研究で実績のある海外の機関に派遣し、日本では症例の少ない感染症等についての対応策を学ぶことにより、感染症発生時の対応力の強化を図る。

オ 感染症発生動向調査

感染症に関する情報を迅速に収集、解析し、その結果を感染症対策の関係機関や都民等へ的確に提供・公開することにより、必要な予防対策を講じ疾病のまん延を防止する。(実施主体：東京都（一部を公益社団法人東京都医師会に委託))

カ エムボックス

令和4年7月、WHOがエムボックスについて「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言した（令和5年5月11日をもって終了）。

また、同月、国内初となる患者が都内で発生した。東京都では、国立感染症研究所及び関係機関との会議等を行い、関係者の緊密な連絡体制を確保するとともに、情報共有を図っている。

キ 感染症救急搬送サーベイランス

救急搬送時における患者の症状等の情報を迅速に収集、解析する「感染症救急搬送サーベイランス」により、感染症の異常な発生を探知し、迅速に対応することで、被害の広がりを最小限に抑える。(実施主体：東京都)

ク 感染症医療対策

(ア) 感染症指定医療機関（結核に係る指定医療機関を除く。）の指定（平成11年度事業開始）

一類及び二類感染症等の入院患者に対する、良質かつ適切な医療の提供体制を確保することを目的として、開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定している。（第一種4病院、第二種10病院）

今後、改正感染症法において新たに創設された第一種・第二種協定指定医療機関の確保

を進めていく。

(イ) 感染症医療費公費負担（平成11年度事業開始）

一類又は二類感染症等にり患し、入院の勧告又は措置により感染症指定医療機関等に入院し、医療を受けた患者の入院医療費を公費で負担する。ただし、各種医療保険等を適用できる部分を除く。

(ウ) 医療体制の充実

a 新興感染症患者の受入医療機関の確保

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の初期診療を担う感染症診療協力医療機関を指定し、患者を常時受け入れられる体制を確保する。また、感染症患者又は感染症が疑われる患者に対する入院医療を提供する感染症入院医療機関を登録している。

b 医薬品及び医療資器材等の備蓄

抗インフルエンザウイルス薬及び患者と濃厚に接触する医療従事者・防疫業務従事者の感染を防ぐための個人防護具について、目標数を備蓄している。

c 地域医療体制の強化

都内10のブロックにおいて、各地域の保健所、区市町村及び医療機関等の関係機関とともに、発生段階に応じてそれぞれが担う具体的な役割と連携策等について協議を進め、地域医療体制の強化を図る。

ケ 予防接種健康被害救済措置

予防接種法に基づく予防接種により健康被害を受けた都内居住者に対し、同法に基づき医療費等を給付する。(実施主体：区市町村)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策【「未来の東京」戦略】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と感染者に対する適切な医療を提供するため、様々な対策を実施している。

ア 相談体制の確保

感染について不安に思う方などからの相談に応じ、発熱等の症状が生じた方が医療機関に円滑にアクセスできるよう、相談体制を確保している。(実施主体：東京都)

(ア) 新型コロナ・オミクロン株コールセンター（令和元年度事業開始、令和5年5月7日事業終了、(ウ)へ各種相談機能を統合）

新型コロナウイルス感染症に関する都民等からの様々な相談に対応するため、土日祝日を含む午前9時から午後10時まで、電話相談窓口として「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」を設置

(イ) 東京都発熱相談センター（令和2年度事業開始、令和5年5月7日事業終了、（ウ）へ各種相談機能を統合）

発熱等の症状が生じた方でかかりつけ医のいない場合又は受診先に迷っている場合や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の通知があった方からの相談に対応するため、東京都発熱相談センターを設置

(ウ) 東京都新型コロナ相談センター（令和5年度事業開始）【新規】

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後において、不安を抱える都民等からの一般相談や発熱等の症状があり、かかりつけ医のいない方への医療機関の案内、自宅療養者からの健康相談等に対応する東京都新型コロナ相談センターを設置している。（実施主体：東京都）

イ 診療・検査体制の確保

外来医療体制については、季節性インフルエンザと同様に、幅広い医療機関が新型コロナ患者の診療に対応する体制に移行していくこととしており、都は、移行期間中、発熱患者が円滑に診療・検査を受けられるよう、外来対応医療機関の確保・公表をしている。あわせて、医療機関への通常医療と感染症医療を両立するための医療資器材等の整備費補助やPCR等検査機器整備費補助等により診療・検査体制を確保している。

また、有症状者及び濃厚接触者への抗原定性検査キットの配布等の取組を実施している。あわせて、高齢者等のハイリスク者が利用する施設等での集中的・定期的検査を実施するとともに、感染不安を感じる無症状者を対象とした無料検査等を実施している。さらに、健康安全研究センターの検査能力を強化するとともに、変異株の発生状況を把握するため、ゲノム解析を行っている。（実施主体：東京都）

(ア) 診療・検査体制の確保等（令和元年度事業開始）

a 季節性インフルエンザと同様に、幅広い医療機関が新型コロナ患者の診療に対応する体制に移行するまでの間、発熱患者が円滑に受診できるよう、これまでの診療・検査医療機関に代わり「外来対応医療機関」を指定するとともに、都のホームページでマッピング化し、公表

b 発熱患者等が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられる体制を中長期的に確保するため、発熱患者等の診療及び検査を行う医療機関に対し、ゾーニングの実施等、通常医療と感染症医療を両立するために新たに設置する医療資器材等の整備費を補助

c より多くの医療機関で発熱患者への診療・検査が行える体制の確保のため、都内の全ての保険医療機関を対象に、PCR検査等の機器の整備費を補助

d 休日の小児診療を促進するため、休日に新型コロナウイルス感染症の陽性又は疑いがある小児患者に診療等を行う外来対応医療機関を支援（令和5年5月8日以降は感染拡大時のみ実施）

- e 協力金の支給により、医療機関の休診が多いゴールデンウィーク等（8月のお盆期間と年末年始は感染拡大時のみ）に診療・検査体制と調剤体制を確保
- f 感染急拡大による検査需要の増加に伴う抗原検査キット不足に備えるため、都においてあらかじめキットを備蓄し、キットが不足する医療機関に対して有償で配布
- g 地区医師会等が設置する地域外来・検査センターの運営に係る経費を支援（令和5年5月8日以降は感染拡大時のみ実施）

- (イ) 有症状者及び濃厚接触者への抗原定性検査キットの配布（令和3年度事業開始、令和5年5月7日受付終了）

感染拡大時等に、診療・検査医療機関への検査、受診の集中を緩和するため、有症状者や濃厚接触者に症状が現れた場合に、自宅で自ら検査を行えるよう、抗原定性検査キットを配布している。

- (ウ) 高齢者施設等での集中的・定期的検査の実施（令和2年度事業開始）

感染者を早期に発見し、施設における感染拡大・集団感染を防止するため、高齢者等のハイリスク者が利用する施設（高齢者施設、障害者施設、医療機関、特別支援学校等）の職員を対象に集中的・定期的な検査を実施している。

- (エ) PCR等検査無料化事業の実施（令和3年度事業開始、令和5年5月7日事業終了）

都民が感染不安を感じる場合に、無症状者を対象とした無料検査を実施するため、検査実施事業者に補助を行っている。

- (オ) ゲノム解析の実施（令和2年度事業開始）

変異株の発生状況を把握するため、健康安全研究センター等においてゲノム解析を実施している。

ウ 医療提供体制等の確保

感染状況や患者の症状に応じた医療・療養体制を確保している。(実施主体：東京都)

- (ア) 新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関の指定等（令和2年度事業開始）

重症度や患者特性に応じて受入れを行う入院重点医療機関を指定している。

- (イ) 入院医療体制の確保（令和元年度事業開始、令和5年9月30日一部事業終了予定）

令和5年5月8日から、5類感染症に位置付けが変更されたことに伴い、幅広い医療機関で新型コロナ患者を受け入れる体制に段階的に移行する。

9月末までの間、重症・中等症患者の患者受入体制を確保するため、感染症指定医療機関、入院重点医療機関や都立病院等を中心に病床を確保し、病床確保料の支援をするほか、感染状況に応じて病床を確保できるよう新型コロナウイルス感染症を疑う患者・感染患者の受入れを行う医療機関への支援金、重症者や介護を要する高齢患者等の受入れに対する加算金の支払を実施している。

(ウ) 転院促進のための回復期支援病院の確保等（令和2年度事業開始、令和5年5月8日以降は感染拡大期のみ実施）

患者受入病床を効率的に活用するため、回復期以降も引き続き入院を必要とする患者の転院を受け入れた回復期支援病院に支援金を支給し、転院の促進を図っている。

また、患者の入院医療を行う病院から回復期支援病院等への患者の転院搬送を支援している。

(エ) 新型コロナ患者受入体制の確保（令和5年度事業開始、令和5年9月30日事業終了）

【新規】

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、新型コロナウイルス感染症患者を全ての医療機関が受け入れることができるよう、新たに必要となる人件費等環境整備に要する経費を補助している。

(オ) 医療提供体制の強化・充実等（令和2年度事業開始、c・e・fは令和5年5月7日事業終了、bは令和5年9月30日事業終了）

医療提供体制の強化・充実のため、医療機関等に対する支援等を行っている。

- a 救急・周産期・小児医療機関等において、一定の診療体制を確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者を受け入れるため、環境整備等を支援
- b 重症者に対応した医療提供体制を充実させるため、体外式膜型人工肺（ECMO）や人工呼吸器等の整備費を補助
- c 地域において必要な診療機能を維持するため、新型コロナウイルス感染症の発生により、休業又は診療の縮小を余儀なくされた医療機関に対し、施設の消毒などの、再開等に要する経費を支援
- d 感染拡大等により資器材の調達が困難となる事態に備え、個人防護具を備蓄し、医療機関、保健所等に対し必要時に提供。一部の個人防護具については、国の緊急配付要請の体制を活用し、医療機関への供給調整を実施
- e 医療機関に勤務する医師が新型コロナウイルス感染症に感染し、診察が行えなくなった場合でも、継続して診療が行えるよう、他の医療機関から医師の派遣を行うための経費を支援
- f 医療従事者への特殊勤務手当を支給する医療機関を支援
- g 都が医師や看護師等の派遣要請をした施設において必要な人材を確保できる体制を構築するため、東京都医療人材登録データベースを設置
- h 医療機関に対し従事職員の感染管理認定看護師等の専門資格の取得に係る経費を支援
- i 大学研究者からの事業提案を受け、人的資源に限りのある中小病院における新型コロナウイルスのクラスター事例に着目し、東京医科歯科大学と連携して感染拡大要因の分析や効果的な対策等の検討を行う。また、分析を踏まえた教育コンテンツの開発や講習会の実

施など、地域における感染症への対応能力向上を図る。

j 通常医療と感染症医療の両立に向け、新型コロナウイルス感染症等にも対応できるよう施設・設備整備を実施する病院を支援するとともに、外来診療を行う診療所及び入院診療を行う病院への必要な設備の整備を支援

k 感染症法に基づき入院勧告を受けた患者の医療に要する費用のうち、自己負担分を公費で負担

l 後遺症の症状や相談窓口等を掲載したリーフレットの配布等による情報発信を行うとともに、都のホームページにおいて後遺症対応医療機関を公表している。また、医療従事者を対象とした研修会等の実施を通じて後遺症に関する最新の知見や情報を提供し、後遺症への理解促進を図る。

(カ) 酸素・医療提供ステーションの設置（令和3年度事業開始）

宿泊・自宅療養中の軽症者等を一時的に受け入れ、酸素投与や中和抗体薬治療等を実施する施設を設置している。

(キ) 高齢者等医療支援型施設の設置（令和3年度事業開始）

高齢者への医療提供体制を強化するため、高齢者施設等から感染者を受け入れ、治療や介護に加え、ADLの低下を予防するリハビリテーションを実施している。

(ク) 中和抗体薬・経口薬の活用促進（令和3年度事業開始、令和5年5月7日一部事業終了）

「東京都新型コロナウイルス治療薬等コールセンター」を設置し、新型コロナウイルス治療薬等に関する問合せや相談を受け付けるとともに、中和抗体薬投与対象者に対する投与施設や搬送等の調整を実施している（令和5年5月7日事業終了）。

また、自宅療養者等への早期・確実な中和抗体薬投与に結び付けるため、往診による中和抗体薬治療投与を行う医療機関等を支援している（令和5年5月7日事業終了）。

さらに、国が所有する中和抗体薬について、取扱い医療機関の登録調整等を行い、治療薬が円滑に流通するよう体制整備を進めるとともに、都民が速やかに治療薬にアクセス可能となるよう、経口薬を含む治療薬取扱い医療機関及び薬局情報を提供している。

(ケ) 宿泊療養施設の確保（令和2年度事業開始、令和5年9月30日事業終了）

重症・重篤患者への医療提供体制確保のため、必ずしも入院治療が必要でない軽症者や無症状者は宿泊療養を原則とし、必要な宿泊療養施設を確保・運営している。

また、療養者の体調悪化時に備え、各施設において酸素濃縮装置を確保している。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことに伴い、隔離のための宿泊療養施設は終了し、軽症の陽性者のうち、独居等高齢者及び妊婦（妊娠36週未満）を対象とする宿泊療養施設（高齢者・妊婦支援型宿泊療養施設）を一施設にて運営している。

- (コ) 自宅療養者の支援（令和2年度事業開始、自宅療養者フォローアップセンター及び自宅療養サポートセンターは令和5年5月8日事業終了、他の事業は令和5年5月7日事業終了）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し自宅療養者フォローアップセンター及び自宅療養サポートセンター（うちさぼ東京）を設置し、都内保健所と連携しながら、適切かつ効率的な健康面と生活面での支援を行うとともに、陽性判明後速やかに健康観察を開始するため、診療・検査医療機関等が健康観察を行う場合に支援を実施している。

また、医師会等と連携し、自宅療養者が体調悪化時に地域の医師等による電話・オンラインや訪問による診療を受けられる体制を構築しているほか、緊急対応用として酸素濃縮装置を確保している。さらに、感染拡大時に往診等を広域的に行う医療機関を確保し、医療支援体制の拡充を図るとともに、複数の陽性者が発生した高齢者施設に対しては、地区医師会の医療支援チーム等による診療を実施している。

- (ク) 高齢者施設に対する医療体制強化事業（令和5年度事業開始）【新規】

新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、高齢者施設には重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、地域における医療提供体制の整備に向け、施設内療養している者が、症状が悪化した場合等に、速やかに医師による診療を受けられる体制の構築を進めている。

- (ク) 施設内の感染拡大防止

高齢者及び障害者の入所施設における施設内療養体制の強化及び感染症対応力の向上を支援するため、これらの施設に対して、感染対策に関する専用相談窓口を開設するとともに、陽性者の発生時には、いち早く感染拡大防止対策が講じられるよう即応支援チームを派遣している。

- (ク) 東京都臨時オンライン発熱等診療センター（令和4年度事業開始）

外来診療が手薄となる休日・夜間を中心に、発熱等の症状があり、新型コロナウイルスの検査キットによる自己検査を行った者等に対し臨時のオンライン診療を実施している。

（令和5年7月1日以降は感染拡大時のみ実施）

- (ケ) 医療体制戦略ボードの設置（令和3年度事業開始）

感染症医療体制戦略ボードを設置し、あらゆる感染症に係る全般的な医療提供体制について専門家からの助言を受け、必要な体制を確保している。

エ 保健所支援体制の強化

保健所が感染症対策機能を的確に発揮できるよう、取組を強化している。（実施主体：東京都）

- (7) 保健所への応援職員（都職員）の派遣（令和5年5月31日事業終了）

業務負担が増大した各保健所に対し、業務支援のための応援職員を常時派遣している。

(イ) 患者情報等の把握・管理（令和2年度事業開始、令和5年5月8日事業終了）

患者の発生状況や入退院状況等の把握・管理を行う「新型コロナウイルス患者情報管理センター」を設置し、病院や宿泊療養施設等、関係機関から情報を集約し、患者情報管理データベースを作成している。

また、陽性者の状況、検査実施件数、陽性率等を特設サイトにおいて毎日公開している。

(ウ) 都保健所等へのトレーサー班の配置等（積極的疫学調査等の支援）（令和2年度事業開始、トレーサー班については令和5年5月31日事業終了）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により業務負荷が集中する保健所を支援するため、積極的疫学調査等の業務を担う保健師・看護師等をトレーサー班として都保健所等に配置している。

また、都保健所では保健所業務を支援するための人材派遣も活用している。

(エ) 都の調整本部による入院・入所調整の実施（令和2年度事業開始、令和5年9月30日事業終了予定）

患者の入院先や転院先を円滑に決定するため、保健所での調整が困難な場合等に保健所の依頼を受け、受入先となる医療機関の広域的な調整を実施している。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことに伴い、入院調整においても、行政による調整から、他の疾病と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに段階的に移行する。そのため、軽症・中等症Ⅰの患者から医療機関間による調整の取組を進め、都は「中等症Ⅱ以上の患者及び特別な配慮が必要な患者（透析、妊婦、小児、精神、重い基礎疾患等で入院調整が困難な方）」に重点化した入院調整を令和5年9月末まで継続する予定である。

また、軽症者や無症状者について、保健所や病院からの依頼に基づき宿泊療養施設への入所調整を実施している。

さらに、宿泊療養申込窓口を設置し、陽性と判明した都民が保健所からの連絡前に直接宿泊施設の申込みができる体制をとっている。

5類感染症への移行後は、隔離のための宿泊療養施設は終了し、軽症の陽性者のうち、独居等高齢者及び妊婦（妊娠36週未満）を対象とする宿泊療養施設（高齢者・妊婦支援型宿泊療養施設）の運営を行っている。

なお、独居等高齢者については、診察を行った医療機関から、妊婦（妊娠36週未満）の方については、医療機関から保健所を通じた申込みとしている。

(オ) デジタル技術を活用した都保健所業務の効率化（令和3年度事業開始）

クラウド型のデータベースを利用した進捗管理や、通話音声を自動でテキスト化する音声マイニング技術を導入するなど、デジタル技術を活用した業務の効率化を進めている。

オ ワクチン接種体制の整備

(ア) 関係者間の連携の強化

都、区市町村、東京都医師会等の関係団体により新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備の促進・円滑な実施に向けて「ワクチンチーム」を立ち上げ、情報共有、連携の強化を図り、現場の課題を適切に把握するなど、チーム一丸となってワクチン接種を進めている。(実施主体：東京都)

(イ) 住民向け接種を担う区市町村への支援

区市町村の個別接種医療機関中心の接種体制への移行を支援するため、ワクチンチームにおいて国の動向を共有するとともに、各区市町村の状況把握、課題解決に努め、連携して接種を推進している。(実施主体：東京都)

(ウ) 大規模接種会場の設置等（令和3年度事業開始）

区市町村のワクチン接種の取組を補完するため、都庁展望室をはじめ、都独自の大規模接種会場を設置している。

また、ワクチンバス（移動式接種会場）を高齢者施設等へ派遣し、重症化リスクの高い高齢者等への接種機会の提供に努めている。(実施主体：東京都)

(エ) 副反応への対応体制の確保（令和2年度事業開始）

「東京都新型コロナウイルスワクチン副反応相談センター」を開設し、専門的な相談に応じている。

また、接種後の副反応を疑う症状を呈する患者について、かかりつけ医等が紹介できる専門的な医療機関を確保している。(実施主体：東京都)

カ 区市町村との共同による感染拡大防止対策の推進（令和2年度事業開始）

都と区市町村が共同で行う連携の仕組みに参画する区市町村に対し、当該自治体が地域の実情に応じて実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組に要する経費や5類感染症への移行の着実な推進に係る経費を支援している。

キ 「守ろう東京・新型コロナ対策医療支援寄附金」の受付（令和2年度事業開始、令和5年5月7日事業終了）

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、様々な都民・企業・団体から寄附の申出が寄せられたことを受け、都内の医療現場のための物資の購入等に活用するため、寄附金の口座を開設した。（実施主体：東京都）

(3) 東京 i C D C を核とした効果的・機動的な感染症対策【「未来の東京」戦略】

感染症に関する政策立案、危機管理、調査・分析・評価、情報収集・発信など、効果的な感染症対策を一体的に担う常設の司令塔として、令和2年10月1日に東京 i C D C を立ち上げ、専門家ボード等を設置し、エビデンスに基づいた提言・助言を行っている。

また、平時には、感染症医療人材の育成や国内外の自治体・研究機関等とのネットワークの構築など

を通じて、インテリジェンス機能を強化するとともに、危機発生時は、平時のインテリジェンス機能を生かして、迅速かつ効果的に対応を図る緊急時オペレーション機能を発揮していく。(実施主体：東京都)

(4) HIV／エイズ・性感染症対策

ア HIV／エイズの普及啓発

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）の感染拡大防止と、HIV感染者・エイズ患者が安心して生活できる社会の実現に向けて、効果的な普及啓発活動を展開する。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

また、若者のピア・エデュケーターが同世代の若者にエイズに関する情報や命の大切さを伝えるピア・エデュケーション事業や、エイズ啓発拠点事業を実施するとともに特定非営利活動法人等との連携の強化などにより、対象者層に応じた効果的な予防啓発活動を行っている。(実施主体：東京都（一部委託）)

イ HIV／エイズ相談・検診体制の充実

都民が利用しやすい電話相談体制（保健所及び東京都HIV／エイズ電話相談）を構築し、相談者のHIV／エイズに関する不安の解消を図っている。同時に、保健所、東京都新宿東口検査・相談室及び多摩地域検査・相談室において匿名無料のHIV検査を実施し、感染の早期発見を促す。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

ウ エイズ医療体制の整備

HIV感染者・エイズ患者の医療需要に適切に対応するため、診療協力病院を確保し、医療体制を整備する。(実施主体：東京都)

(ア) エイズ診療協力病院の確保

中核拠点病院：拠点病院等に対する研修の実施及び連携の促進

拠点病院：HIV／エイズに関する総合的かつ高度な医療の提供

連携病院：歯科等専門分野における高度な医療の提供

(イ) エイズ診療協力病院への支援

(ロ) エイズ診療協力病院運営協議会の開催

(エ) エイズ協力歯科医療機関紹介事業の実施（公益社団法人東京都歯科医師会へ委託）

(オ) 医療従事者への意識啓発

エ HIV／エイズ療養支援体制

保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化し、HIV感染者・エイズ患者への在宅での療養を支援する体制を整備するとともに、心理的・社会的なサポートを行う体制を確保する。(実施主体：東京都)

オ 性感染症対策

近年、梅毒感染者が急増している状況を踏まえ、特設サイトによる性感染症に関する情報発信や普及啓発の強化、保健所や検査・相談室における匿名・無料の検査・相談の拡充、医

療従事者向け研修の実施等による受診可能な医療体制の確保など、梅毒の予防及びまん延防止、医療の一貫した対策を行い、有識者や関係機関とも連携して、まん延防止及び感染者の早期発見・適切な医療提供の推進を図る。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

(5) 結核等対策

ア 結核発生動向調査

結核に関する情報を迅速に収集、解析することにより、必要な予防対策を講じ疾病のまん延を防止することを目的とする。(実施主体：厚生労働省、東京都、特別区、八王子市及び町田市)

イ 結核健康診断

感染症法及び予防接種法に基づき、健康診断と予防接種を実施し、結核患者の早期発見と発生防止を図る。(実施主体：東京都、区市町村及び事業者)

ウ 結核医療

結核患者の医療を担う結核医療機関を整備し、医療体制を構築するとともに、医療費の助成により患者の負担を軽減する。(実施主体：東京都、特別区、八王子市及び町田市)

エ 結核地域医療ネットワーク推進事業（平成20年度事業開始）

結核医療をネットワーク化し、DOTS（直接服薬確認療法）を用いた手法により、地域において結核患者を治療中断することなく治療完了まで支援する体制を構築する。(実施主体：東京都)

(ア) 結核患者の自宅などを訪問し、処方薬剤を確実に服用するよう訪問指導を行うDOTS支援員を育成し、派遣する。

(イ) 医療機関や薬局等が保健所と連携し、服薬確認を軸とした患者支援（地域DOTS連携医療機関の確保）を実施する。

(ウ) 治療状況等の情報を関係機関が記録し共有することにより、退院後も確実に服薬が続けられるよう支援するための「服薬ノート」を都内全域で展開している。

オ ハンセン病対策

東京都出身のハンセン病療養所入所者に対する支援を行うとともに、ハンセン病に対する正しい知識の普及を図る。(実施主体：厚生労働省及び東京都)